

# 礼文島内における無人飛行機（ドローン・ラジコン等）飛行ルール

礼文島いきものつながりプロジェクト推進協議会

礼 文 町  
環境省 稚内自然保護官事務所  
林野庁 宗谷森林管理署  
宗谷総合振興局  
礼文町教育委員会

- 礼文空港周辺や陸上自衛隊礼文分屯地(2枚目参照)、民家上空での飛行はしないで下さい。
- 飛行可能な高度は上空150m未満です。
- 目視の範囲内での飛行操作をお願いします。
- 道路からの離着陸はしないで下さい。
- 夜間の飛行はしないで下さい。
- 飛行の際には第三者(人、物)から30m以上の距離を確保してください。また、距離に関係なく人が多い場所での飛行はしないで下さい。国立公園の利用者に著しい迷惑をかける場合は、自然公園法違反になる可能性があります。
- 国立公園の歩道外や危険な場所への立ち入りはご遠慮ください。なお、ドローンが歩道外に落下した場合は、回収せずに役場産業課までご連絡ください。  
※植生が荒廃する恐れがあるため、原則として国立公園区域内に立ち入ることはご遠慮下さい。
- 船泊並びに鉄府の環境省所管地(裏面参照)上空の飛行を計画する場合には、環境省稚内自然保護官事務所まで、飛行計画をご連絡ください。
- 国有林(裏面参照)上空の飛行を計画する際には、北海道森林管理局HP「国有林野内で無人航空機(ドローン、ラジコン機等)を飛行させる場合の手続」を承知の上、宗谷森林管理署礼文森林事務所又は宗谷森林管理署に入林届を提出してください。

<北海道森林管理局HP>

「国有林野内で無人航空機(ドローン、ラジコン機等)を飛行させる場合の手続」

URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/drone.html>

ドローンの飛行に際しては航空法、民法、道路交通法など各種法律を遵守し、安全かつ適正にご利用ください。

